

申請・審査に当たり「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難な場合は、口頭によりお伺いします。

## 徴収の猶予申請書【記載方法】

(宛先)今治市長

地方税法第15条の2第 項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者	住所所在地	今治市別宮町〇丁目〇-〇			申請年月日	令和 〇年 〇月 〇日		
	氏名称	今治 太郎			備考欄			
納付すべき市税	年度	税目	納期限	本税	加算金	延滞金	滞納処分費	備考
	3	固定資産税	R3.3.1	200,000				
			・					
			・					
納付すべき市税のうち、徴収の猶予を受けようとする金額				200,000				
徴収猶予該当事実の詳細	※地方税法第15条の徴収猶予の要件に該当すべき事由の内容を記載してください。							
	【例】							
	飲食店を経営しているが、店主の病気により休業となり、売上げが大幅に減少している。							
	また、銀行借入（毎月10万円）についても猶予してもらっているところである。							
一時に納付することができない事情の詳細	※上記の徴収猶予の要件に該当すべき事由により一時に市税が納付できない事情を記載してください。							
	【例】							
今後の売上をすべて市税の納付に充当した場合、事業の継続が困難になる。								
納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額		
	令和3年3月1日	0円	令和4年7月31日	0円	令和4年11月30日	0円		
	令和3年3月31日	0円	令和4年8月31日	0円	令和4年12月31日	0円		
	令和3年4月30日	0円	令和4年9月30日	0円	令和5年1月31日	50,000円		
	令和3年5月31日	0円	令和4年10月31日	50,000円	令和5年3月1日	100,000円		
猶予期間	令和 3年 3月 2日から 令和 4年 3月 1日まで 12月間 ※1年間を期限として猶予期間を記載してください。							
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情						

該当条項がお分かりにならない場合は、今治市役所納税課の担当者にお尋ねください。

猶予を受けたい市税を記載例により記載してください。  
※書ききれない場合は、別紙に記載してください。

収支の明細書の「分割納付計画欄」の内容を記載してください。  
すぐに納付計画を定めることが困難な場合には、今治市役所納税課の担当者にご相談ください。

猶予期間は最長で12か月となります。  
※猶予期間がお分かりにならない場合は、今治市役所納税課の担当者にお尋ねください。

収入が減少している場合は、その事実が確認できる書類（売上帳、預金通帳や給与明細書のコピー）を添付してください。

添付する書類欄		
<input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類	<input type="checkbox"/> 収支の明細書	<input type="checkbox"/> 財産目録
<input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類	

※申請書及び添付書類を、今治市役所納税課に郵送してください。

※記載方法が分からない場合は、今治市役所納税課の担当者にお尋ねください。

※申請いただいた内容は、今治市役所納税課において審査のうえ、猶予を許可（不許可）する場合には通知書でお知らせいたします。

※審査に当たり、職員が電話等で内容を確認させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。